

【令和3年第2回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和3年6月2日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第111号 令和3年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 3世代が同居している場合におけるひとり親世帯の所得の考え方について

本制度は「ひとり親世帯」と「その他の世帯」で判断基準が分かれており、3世代同居世帯については、「その他の世帯」の区分において、包括的に所得を勘案するものと認識している。

* 対象のひとり親世帯が世帯分離している場合の考え方について

世帯分離にかかわらず、当該世帯が児童扶養手当を受給していれば、「ひとり親世帯」として給付金の支給対象となるものと考えている。

* 3世代同居の児童扶養手当受給世帯に対する本事業の適用について

児童扶養手当の受給に当たっては、制度所管局で世帯分離を含めて認定の調査を行い、認定となった場合には、「ひとり親世帯」として本事業の支給対象となるものと認識している。

* 迅速な予算執行が必要となる本事業が二度目の入札で契約に至ったことによる影響について

4月28日に一度目の入札が不調となったため、5月13日に二度目の入札を行い、契約に至ったものである。当初の予定に比べ委託事業者の決定に遅れは生じたものの、その後については、特に影響は生じていないものと認識している。

* 家計急変世帯に対する小中学校を通じた制度の周知について

小中学校を通じた制度の周知については把握していない。

《意見》

* 介護保険における世帯分離の考え方とは異なり、本制度では、対象となる子育て世帯が世帯分離している場合であっても、同居している世帯全体の所得で判断されるものと思われるため、今後は子育て世帯に必要な支援が届くよう、検討してほしい。

* 委託業務の契約書を確認すると、履行場所は別途協議の上で決定するものとなっていることなど、事務作業フローを含め、いまだ未確定の部分があるものと考えられる。コロナ禍により様々な国庫補助事業が委託されており、その中には遅延している業務も見受けられるため、本件も含め、対象の方へ適切に支援が行き渡るよう、予算執行を所管する部署として、適切に状況を注視し、対応してほしい。

* 本制度の周知は、保育所へのチラシの掲出や県による高等学校への周知等により行われているが、より一層制度の認知度が向上するよう、市内の小中学校を通じた周知方法についても検討してほしい。また、各種の相談窓口においても同様に、対象世帯に制度の広報が適切になされるよう、検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決